# 佐賀県 「文化部活動の在り方に関する方針」

令和元年(2019年)10月 佐賀県

## はじめに

文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、各種活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、我が国の芸術文化等の振興を大きく支えてきた。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義は高い。

本県においては、吹奏楽、合唱、美術などの様々な文化部が設置されており、その分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間などは、極めて多様である。

運動部活動については、平成30年8月に佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」を策定した。その方針を参考に、学校の設置者や各学校長は「設置する学校に係る運動部活動の方針」、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、その運用が図られているところである。文化部活動についても、「運動部活動の在り方に関する方針」の通知により、これに準じた取扱いがされているところである。中には、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく部活動全体を通じた方針として策定し、運用を開始している自治体や学校の設置者、学校も見られる。

これらのことから、部活動の在り方について、運動部活動、文化部活動を通じて考えるべきものと捉え、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」をベースとし、佐賀県「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

## ○ 佐賀県の文化部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

佐賀県の文化部活動の在り方に関する方針(以下「本方針」という。)は、義務教育の中学校(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部)段階の文化部活動を主な対象とし、国の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を参考に、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましい芸術文化活動の環境を構築するとともに、文化部活動が地域、学校、分野等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

高等学校(特別支援学校高等部)についても本方針を原則とし適用する。なお、高等学校 段階の文化部活動については、高校生は、中学生より心身が発達していることや中学校に比 べて多様な教育が行われていること等から、本方針の適用に当たっては次の点に留意する。

- 各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていること。
- ・地域、学校、分野等に応じた多様な形で、最適に実施すること。

・中学校との違いも考慮の上、過度な練習が生徒の心身に負担を与えること。

以上の点を踏まえ、生徒の発達の段階や分野の特性に応じて、できるだけ短時間で、効率的・効果的な活動とする。

なお、小学校(義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。)においても、同じように芸術文化等の活動を実施している場合がある。少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、本方針を参考として児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

## ○ 文化部活動の学校教育における位置づけ

・ 学校教育の一環としての文化部活動

現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領(平成29年3月告示。平成33年4月施行。)及び新しい高等学校学習指導要領(平成30年3月告示。平成34年4月施行。)においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されており、その教育効果が発揮されることが重要である。

#### 文化部活動の意義と効果

- ア 文化部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、本県中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。
- イ 文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方など 極めて多様である。将来様々なライフステージにおいて、多種多様な学習機会に 積極的に関わることを支え、生涯学習の礎にもなるものである。
- ウ 文化部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動指導者の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた 適切な運営体制を構築することが必要となる。

## 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 文化部活動の方針策定等

- ア 市町教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者が示す「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、 毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。その際、運動部活動と 文化部活動の区別をすることなく部活動全体を通じた方針として策定してもよい。
- ウ 文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並 びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- エ 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」及び各文化部活動の「年間の活動計画」を公表する。
- オ 文化部顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

#### (2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 学校の設置者及び校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に文化部活動を実施できるよう適正な数の文化部を設置する。
- イ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に 鑑み、教師の他の校務を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとと もに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を 把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよ う持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

- エ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教師及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- オ 部活動指導員を導入する学校の設置者は、その指導が適切に行われるよう、適切な指導の方法、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容について、研修の機会を設けるものとする。

## 2 合理的で効果的な活動の推進

- (1)文化部活動の指導者(顧問、部活動指導員等)は、教育課程の関連を図る上に おいても、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要 な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう文化部活動に 主体的に取り組む力を育成する。
- (2)校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身 の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の文化部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の 観点から適切な対応を徹底する。また、気象庁の高温注意情報が発せられた場合 には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じること。その際、屋内の活動においても十分に留意すること。

県教育委員会は、学校の取組が徹底されるよう、必要な支援・指導及び是正を 行う。

(3)文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から 休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、 文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。ま た、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培 うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の自主的、 自発的な参加に基づき、技能等の向上や大会等での成績などそれぞれの目標を達 成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニ ングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる 指導を行う。その際、関係団体等が作成する手引きを活用し、合理的で効果的な活動とする。

## 3 適切な休養日等の設定

(1)文化部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

### ア 学期中の休養日(週当たり2日以上)

・統 一:毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。

・平 日:少なくとも1日を休養日とする。

・週休日:土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

・その他:大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に 振替える。

#### イ 長期休業等の休養日

・学期中に準じた扱いを行う。

ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

#### ウ 活動時間

・平 日:長くとも2時間程度

・休業日:長くとも3時間程度(学期中の週末含む)

#### 工 下校時刻

・活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮をすること。

#### **オ** その他

・前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は学校の設置者が 適切な助言を行うこと。 (2)学校の設置者及び校長は、休養日及び活動時間の設定について、地域や学校の 実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間、学校全体、市町共通の部活動休養日を 設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりするなど を検討する。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 学校は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化 部活動についても、技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等 多様であることを踏まえ、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレク リエーションとして行う活動等、生徒のニーズを踏まえた文化部の設置を検討する など、生徒がより多様な芸術文化等に触れる機会の創出を図る。
- (2)学校の設置者及び校長は、学校と保護者が共に子供の健全な成長のための教育、 芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下で、 こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 大会参加の見直し

校長は、学校の文化部が参加する大会や地域の行事・催し等の全体像を把握し、生徒に与える教育的意義、生徒及び文化部の指導者の負担等を考慮し、参加する大会等を精査する。

- (1)土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への 参加が連続週にわたることがないよう考慮する。
- (2)県立中学校においては、県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安 とする。